

地域運営学校（コミュニティスクール）って、何？

平成19年度から、本校で実施する新たな学校教育システムとしての地域運営学校について、その概要をご説明いたします。当初2年間は、八王子市のモデル校としてスタートします。なお、このモデル校につきましては、東浅川小学校、宮上中学校と本校の3校がモデル校として、八王子市教育委員会から指定を受けています。

はじめに、地域運営学校とは、別名コミュニティスクールとも呼ばれ、地域、保護者、学識経験者等の方々による「学校運営協議会」制度という権限と責任のある会組織を学校組織に設置するもので、平成18年12月現在、日本全国でも、幼・小・中・高・養の学校（園）あわせて124校（園）の学校で実施されているに過ぎないという、まさに新たな取り組みです。（中学校は、28校の実施）

まず、目的は？

近年、公立学校には、保護者や地域の方々の様々な意見を的確に反映させ、地域に開かれた信頼される学校づくりが求められています。

「学校運営協議会」を通じて、保護者や地域の方々が一定の権限と責任をもって学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となってよりよい教育の実現に取り組むことができるようになることがこの制度のねらいです。また、地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりが進むことで、地域全体の活性化も期待されています。

「学校運営協議会」の権限とは？

平成16年6月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、次のような権限が与えられています。

地域運営学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について、校長が作成する基本的な方針の承認を行います。

地域運営学校の運営に関する事項について、教育委員会（市教委）又は校長に対して、意見を述べることができます。

地域運営学校の教職員の採用その他の任用に関する事項について、任命権者（都教委）に対して直接意見（市教委を通じて）を述べることができ、その意見は任命権者に尊重されます。

このように、学校運営の基盤である教育課程や教職員配置について、保護者や地域の方々が責任と権限をもって意見を述べることで制度的に保障され、なおかつ、校長は、その意見を踏まえた学校運営を実施することになります。

学校評議員やPTAとの違いは？

地域運営学校の設置される「学校運営協議会」は、合議制の機関であって、法律に基づき、学校運営、教職員人事について関与する一定の権限が付与されています。

一方、学校評議員は、学校教育法施行規則に基づき、校長の求めに応じて、個人としての立場で、学校運営に関する意見を述べるものであり、校長や教育委員会の学校運営に関して直接関与したり、拘束力のある決定を行ったりするものではありません。

また、PTAは、学校及び家庭における教育の理解と振興や、生徒の学校外における生活指導などの社会教育活動を目的とする社会教育団体であり、学校と家庭・地域とをつなぐ役割で、「学校運営協議会」とは、その役割・機能を異にするものです。

「学校運営協議会」の詳しい内容等につきましては、文部科学省のホームページに掲載されていますので、ご覧いただければ幸いです。